

事務連絡
令和4年5月16日

都内高齢者施設 施設管理者殿

東京都福祉保健局
高齢者施策推進担当部長

都内高齢者施設へのリハビリ専門職派遣事業の開始について

平素より、東京都の新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

都内施設管理者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策に日々御苦勞いただいているところですが、現在、流行の主体が感染力の高いとされるオミクロン株 BA.2 系統に置き換わり、引き続き警戒が必要な状況となっています。

昨年度の第5波、第6波の感染拡大時期においては、高齢者施設内での感染拡大も多数発生する一方、病床も逼迫し入院が困難な状況が発生したことを受け、東京都においては、既に施設内療養への医療支援体制等の充実を進めてきているところです。厚生労働省からも令和4年3月18日付事務連絡「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について」及び令和4年4月4日付事務連絡「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について（高齢者施設等における医療支援の更なる強化等）の考え方について」が発出されるなど、引き続き高齢者施設への支援の強化が大きな課題となっています。

施設内療養を余儀なくされた場合、感染者自身は基より感染していない他の入所者も日常の生活や行動が制限され、ADLの低下が懸念されるなど、療養後の影響も多大であることから、このたび都では、施設内療養解除後の入所者のADL回復を目的とし、公益社団法人東京都理学療法士協会及び一般社団法人東京都作業療法士会の協力の下、今年度、別添のとおりリハビリ専門職の派遣事業を開始いたします。

(問合せ先) 福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
電話 03-5320-4264・4296